

令和6年度 仙北市障がい児・障がい者 福祉のしおり



仙北市 市民福祉部 社会福祉課
電話 0187-43-2288

マイナンバーについて	1
------------------	---

【障がい者手帳について】

身体障害者手帳の交付	2
療育手帳の交付	2
精神障害者保健福祉手帳の交付	2

【公共料金の割引制度について】

J R 運賃の割引	3
秋田内陸縦貫鉄道運賃の割引	4
国内航空旅客運賃の割引	4
タクシー運賃の割引	4
バス運賃の割引	5
仙北市バス（たっこちゃんバス・スマイルバス）運賃の割引	5
デマンド型乗合タクシー（白岩にこここ号、西木地区、神代地区）運賃の割引	5
有料道路の割引	5
NHK 受信料免除	6
携帯電話料金の割引	7

【税金の減免について】

自動車税環境性能割・自動車種別割の免除	7
軽自動車税の免除	8
所得税・市県民税に関する所得控除	8
相続税の控除	9

【手当・年金・共済制度について】

特別障害者手当	9
障害児福祉手当	10
児童扶養手当	10
特別児童扶養手当	11
障害基礎年金	11
障害厚生年金	12
心身障害者扶養共済	12
交通事故による障がい	12

【医療制度について】

自立支援医療（更生医療）	13
--------------------	----

自立支援医療（精神通院医療）	14
自立支援医療（育成医療）	14
福祉医療制度	15
特定医療費（指定難病）の助成	15
小児慢性特定疾患医療の給付	16

【補装具・日常生活用具について】

補装具の交付・修理	16
日常生活用具の給付	17
難聴児に対する補聴器購入費の助成	18

【その他助成事業について】

人工透析通院費支給事業	18
障がい者(児)タクシー利用券給付事業	18
自動車運転免許取得費助成事業	18
自動車改造費助成事業	19
障がい者通所施設等交通費助成事業	19

【障害者総合支援法の障害福祉サービスについて】

障害者総合支援法の対象となる障がい者・児等の主な要件	19
----------------------------	----

【介護給付】

居宅介護（ホームヘルプサービス）	20
重度訪問介護	20
同行援護	20
行動援護	21
重度障害者等包括支援	21
短期入所（ショートステイ）	21
療養介護	21
生活介護	21
施設入所支援	22

【訓練等給付】

自立訓練（機能訓練・生活訓練）	22
宿泊型自立訓練	22
就労定着支援	22
就労移行支援	22
就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	22
共同生活援助（グループホーム）	23

自立生活援助	23
【指定相談支援】	
地域移行支援	23
地域定着支援	23
計画相談支援	23
【児童福祉法の障害児通所支援】	
障害児通所支援	24
すこやか療育支援事業	24
【地域生活支援事業】	
相談支援事業	25
意思疎通支援事業	25
成年後見制度利用支援事業	25
日常生活用具給付	25
移動支援事業	25
地域活動支援センター	25
福祉ホーム事業	25
訪問入浴サービス事業	25
更生訓練費給付	26
日中一時支援事業	26
生活サポート	26
声の広報等発行	26
【療育機関・施設について】	
○療育機関・事業	
秋田県立特別支援学校（あきた総合支援エリアかがやきの丘）	26
秋田県立医療療育センター	27
どれみの会（療育訓練事業）	27
秋田県障害児（者）地域療育等支援事業	27
【その他相談機関について】	
秋田県ひきこもり相談支援センター	27
秋田県南障害者就業・生活支援センター	28
仙北市権利擁護センターまもらいふ	28
【その他関連制度について】	
法定後見制度（成年後見制度）	29

任意後見制度（成年後見制度）	30
日常生活自立支援事業	30

【暮らしに役立つ情報・その他】

NTT番号無料案内（ふれあい案内）	31
障害者運転マーク	31
耳マーク	32
聴覚障害者標識	32
駐車禁止除外指定車標章の交付	32
障害者防災マニュアル	32
ヘルプマーク・ヘルプカード	33
障害者手帳アプリ・ミライロID	33
代理投票（選挙）	33
郵便投票制度（選挙）	33
あきたバリアフリーマップ	34
割引施設一覧表	34
大曲仙北圏域障がい者（児）事業所等一覧	35
仙北市障害者虐待防止センターからのお知らせ	41
障害者差別解消法の施行について	41



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

申請窓口一覧

【角館庁舎】社会福祉課 0187-43-2288

仙北市角館町中菅沢81-8（1階・11番窓口）

【田沢湖庁舎】田沢湖市民センター 0187-43-1147

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

【西木庁舎】西木市民センター 0187-43-2200

仙北市西木町上荒井字古堀田47

【出張所】

田沢出張所 0187-43-1351 仙北市田沢湖田沢字大山7

神代出張所 0187-43-1352 仙北市田沢湖神代字野中清水292-1

桧木内出張所 0187-48-2001 仙北市西木町桧木内字松葉290-1

上桧木内出張所 0187-49-2159 仙北市西木町上桧木内字大地田3-1

マイナンバーについて

平成28年1月1日から、身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)及び難病患者等の次の手続きにおいて、マイナンバーが必要となっています。

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)
- 障害福祉サービス ○障害児通所支援 ○補装具費
- 地域生活支援事業(日常生活用具給付、日中一時支援、訪問入浴など)
- 自動車運転免許・改造等助成事業 ○特別障害者手当、障害児福祉手当

必要書類

手続きする人	番号確認	本人確認	代理権確認	その他
本人	①個人番号カード又は 通知カード ②個人番号入りの住民票	A写真入りの書類 1部 B写真なしの書類 2部 ※本人確認書類参照	なし	番号確認及び本人確認は、原本の提示が必要。
法定代理人	同上	代理人の身元確認 (本人の身元確認は不要) A写真入りの書類 1部 B写真なしの書類 2部 ※本人確認書類参照	登記簿謄本その他 その資格を証明する書類	代理権の確認が困難な場合には、本人のみに発行された書類等で確認。(下部A又はB参照)
任意代理人	同上	同上	委任状	同上
使用者(※) 本人及び代理人以外の者 (施設職員、ケアマネジャー等)	同上(写しを封筒に入れて提示)	なし	なし	使用者が個人番号を閲覧することができないよう、封筒に入れて提出。 使用者が本人の代わりに個人番号記載はできません。
<共通事項> 個人番号の記載が困難な場合(個人番号が不明、代理権の授与が困難等)は、市で確認して差支えない取扱いになっていますので、申請者等の個人番号が不明やあいまいな場合は、個人番号欄は空欄のまま提出してください。				

※使用者の申請について、本人は自分の意思で行政手続きの内容確認等ができるが(代理権の授与は行わない)、身体機能の低下等のため、本人自身が申請書等を提出することが困難で、施設等の職員が代わりに提出する場合等を想定。

■郵送による手続きの場合、番号確認及び本人確認の書類は写しの提出となります。

■2回目以降の手続きの場合、原則個人番号の記載は必要ありません。

本人確認書類

A	個人番号カード、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転免許証など
B	健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、医療受給者証、生活保護受給証明書、恩給証書、年金証書、国民年金手帳、特別児童扶養手当証書、各種サービス受給者証など

障がい者手帳について

申請窓口

社会福祉課(角館庁舎 1 階・11 番窓口)
田沢湖市民センター(田沢湖庁舎)
西木市民センター(西木庁舎)
各出張所(田沢、神代、桧木内、上桧木内)

身体障害者手帳の交付

◇対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声又は言語又はそしゃく機能、肢体不自由(運動機能障害含む)、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能に永存する障がいがある方

◇内 容

障がいの程度によって1級から6級に該当する方が手帳交付の対象になります。この手帳の取得により、各種福祉サービスが利用できます。

◇申請に必要なもの(様式は仙北市ウェブサイトからダウンロードできます。)

①診断書(県が指定した医師が診断したもの) ②1年以内に撮影した写真(たて 4cm よこ 3cm) ③個人番号カード又は通知カード(※「マイナンバーについて」を参照)

療育手帳の交付

◇対象者 知的障がい児(者)…知的障がいがおおむね 18 歳未満までに現れた方

◇内 容

知的に障がいのある方が、この手帳の取得により、各種福祉サービスが利用できます。

障がい程度	最重度	A	知的能力(IQ)と、日常生活面・行動面・重複障害の程度等をもとに総合的な判断により決定されます。
	重度		
	中度	B	
	軽度		

◇申請に必要なもの(様式は仙北市ウェブサイトからダウンロードできます。)

①1年以内に撮影した写真(たて 4cm よこ 3cm)

※手帳交付の申請をするためには、専門機関での判定が必要になります。また、申請時に日常生活状況について確認するための書類作成等をお願いしています。

精神障害者保健福祉手帳の交付

◇対象者

精神障がい者で、精神科の治療を 6 か月以上継続している方、又は障害年金(精神)を受給されている方

◇内 容

障がいの程度は、1～3級に区分されます。この手帳の取得により、各種福祉サービスが利用できます。

◇申請に必要なもの(様式は仙北市ウェブサイトからダウンロードできます。)

①診断書又は障害年金を受給している方は年金証書・年金支払通知書の写し(同意書添付) ②1年以内に撮影した写真(たて 4cm よこ 3cm) ③個人番号カード又は通知カード(※「マイナンバーについて」を参照)

◇有効期間 申請日より2年間

手帳交付後、こんな時は届出を・・

- 手帳を無くしたとき・破損して使用に耐えられなくなったとき(再交付申請・写真添付)
- 引っ越したとき(居住地変更届・写真添付)
- 有効期限が切れたときや死亡したとき(返還届・手帳添付)

公共料金の割引制度について

第1種、第2種の区分は身体障がいについては手帳に記載、療育手帳については第1種に相当するものがA、第2種に相当するものがBとなります。

JR運賃の割引

◇対象者 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方

◇内 容

対象	割引対象乗車券	割引率	記 事
第1種障がい者とその介護者が乗車	普通乗車券 回数乗車券 急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 ただし、回数乗車券は JR 線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者が乗車、又は 12歳未満の第2種障がい者とその介護者が乗車	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます。)	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単独で乗車する場合	普通乗車券	50%	片道100キロを超える場合 (私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

※JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が予め決められています。

※障がい者と介護者が利用する場合は、同一区間の乗車券類を購入できます。

◇問い合わせ 詳細については、利用される各駅等へお問い合わせください。

※私鉄等についても JR に準じた割引があります。詳しい内容は各鉄道会社へお問い合わせください。

秋田内陸縦貫鉄道運賃の割引

◇対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

◇内 容

対象	割引対象乗車券	割引率	記 事
第1種障がい者 又は1級精神障害者とその介護者が乗車	普通乗車券 回数乗車券 急行券	50%	※乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間となります。 ただし、単独で普通乗車券によって乗車する場合は、片道 100 kmを超える場合に限りです。
第1種障がい者とその介護者が乗車、又は 12歳未満の第2種障がい者とその介護者が乗車	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます。)	50%	※急行券については、旅客鉄道会社線の急行列車等の停車駅相互間となります。
第1種、第2種障がい者が単独で乗車する場合	普通乗車券	50%	※6歳未満の乳幼児が身体障がい児又は知的障がい児である場合は無賃とし、介護者に対して割引乗車券を単独で発売となります。

◇問い合わせ 詳細については、秋田内陸縦貫鉄道株式会社又は利用される各駅等へお問い合わせください。

国内航空旅客運賃の割引

◇対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

◇内 容

満12歳以上の障がい者本人及び介護者が割引適用者となります。(本人が12歳未満でも、介護者は割引となる場合があります。)

※航空運送事業者によって一部適用範囲が異なる場合があります。

◇割引率

各航空運送事業者が設定する額

割引率は、事業者又は期間・季節・路線により異なります。

◇問い合わせ

詳細については、ご利用の前に航空券販売窓口等へお問い合わせください。

タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、県内のタクシー乗車時に手帳を提示(ミライロ ID 可)すると、運賃が1割引になる場合があります。

◇問い合わせ

詳細は、各タクシー会社にお問い合わせください。

バス運賃の割引

◇対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

◇内 容

対象者	手帳等級	割引適用者	割引率	備考
身体障がい者	1種	本人及び 介護者	普通運賃 5割 定期券 3割 降車時に手帳を 提示ください。	定期券運賃の割引につい ては、中学生以上に限り ます。 通学定期券には障がい者 割引はありません。
知的障がい者	療育手帳 A			
身体障がい者	2種	本人		
知的障がい者	療育手帳 B			
精神障がい者	手帳所持者			

※長距離、夜行バスは対象外(事業者によって実施している場合があります。)

◇問い合わせ

上記以外にも事業者によって独自に割引制度を設けている場合がありますので、詳細は各バス会社にお問い合わせください。

仙北市民バス(たっこちゃんバス、スマイルバス、田沢おたのしみバス)運賃の割引

◇対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、またその介護者

◇運 賃 無料(降車時に手帳を提示してください。)

デマンド型乗合タクシー(白岩にここ号・西木地区・神代地区)

◇対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

◇内 容 白岩地区、西木北部・南部、神代地区を運行します。利用する際は予約センターに電話予約してください。

◇運 賃 5割引(初回のみ降車時に手帳を提示。2回目以降は不要です。)

◇利用登録・予約連絡先

乗合タクシー予約センター 白岩・神代:平和観光タクシー ☎54-3223

西木北部・南部:角館観光タクシー ☎54-1144

有料道路の割引

◇割引対象 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

適応範囲	障害区分	自動車の範囲	割引率
自分で運転する場合	全ての身体障がい者	本人又は生計を一にする人が所有する乗用自動車等	5割
介護者が運転する場合	第1種身体障がい者 療育手帳A	本人又は日常的に介護している人が所有する乗用自動車等	

◇利用方法

(1)ETC を利用する場合(申請してから登録が済むまでの間は通常料金になります。)

有料道路事業者への登録が完了した後、ETC ノンストップ走行時に割引が適用されま

す。

(2) ETC を利用しない場合

料金支払い時に身体障害者手帳又は療育手帳を提示し確認を受けてください。

※令和5年4月より、代車、タクシーやレンタカー等事前登録されていない自動車による通行においても割引の対象となります。

◇手続き

事前に、有料道路減免申請の手続きが必要です。ETC の利用に限り、申請受付サイトにてオンライン申請ができます。それ以外の方は、社会福祉課又は各市民センターで手続きをしてください。

なお、減免は障がい者1人につき自動車1台に限ります。

※オンライン申請には、マイナンバーカード、「マイナポータル」へ登録が必要です。

【申請受付サイト】 URL : <http://www.expressway-discount.jp>

◇手続きに必要なもの

①身体障害者手帳又は療育手帳 ②利用自動車の車検証 ③運転免許証(本人運転の場合) ④ETC カード(本人名義のもの) ⑤ETC 車載器セットアップ証明書

※④、⑤は ETC 利用の場合のみ

NHK受信料免除

◇対象	全額免除 (障がい者の方が世帯構成員)	半額免除 (障がい者の方が世帯主)
身 体 障がい者	身体障害者手帳所持者で次の条件の方	
	世帯構成員全員が市民税非課税	・視覚障がい又は聴覚障がい ・1～2級
知 的 障がい者	知的障がい者と判定された方の 世帯で、世帯構成員全員が市民税 非課税	重度の知的障がい者で療育手帳にAと 判定された方
精 神 障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者で次の条件の方	
	世帯構成員全員が市民税非課税	障がい等級が1級である重度の精神障がい者
生活保護世帯		

◇手続き

社会福祉課又は各市民センターにて免除事由の証明を受けてください。

◇問い合わせ NHK 秋田放送局経営管理企画センター(電話 018-825-8174)

携帯電話料金の割引

◇対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証、特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方は、携帯電話の障がい者割引が受けられます。

NTT ドコモではハーティ割引(ふれあい割引)、au ではスマイルハート割引、ソフトバンクモバイルではハートフレンド割引があります。

◇手続き方法・割引内容・問い合わせ 携帯電話販売店の窓口で確認してください。

税金の減免について

自動車税環境性能割・自動車種別割・軽自動車税環境性能割の免除

◇対象者 次の方は自動車税環境性能割・自動車種別割・軽自動車税環境性能割の減免を受けることができます。

- ・療育手帳Aの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・次の表に該当する身体障害者手帳の方

区 分		障がい者本人が運転する場合	家族や常時介護者が 運転する場合
視覚障がい		1級から4級までの各級	1級から4級までの各級
聴覚障がい		2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障がい		3級	3級
音声機能障がい		3級(喉頭摘出者に限る)	
上肢不自由		1級及び2級	1級及び2級
下肢不自由		1級から6級までの各級	1級から3級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級(1上肢のみの運動機能障がいがある場合を除く)	1級及び2級(1上肢のみの運動機能障がいがある場合を除く)
	下肢機能	1級から6級までの各級	1級から3級(1下肢のみの運動機能障がいがある場合を除く)
心臓機能障がい		1級及び3級	1級及び3級
じん臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
小腸機能障がい			
ぼうこう又は直腸機能障がい		1級、3級及び4級	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級までの各級	1級から3級までの各級

肝臓機能障がい	1級～3級までの各級	1級から3級までの各級
---------	------------	-------------

※「身体に複数の障がいを有する方」の場合は、身体障害者手帳に記載されている「障害程度級」の等級を、それぞれの障がいの区分の等級とし、いずれか一つでも上記対象範囲内であれば減免の対象となります。

◇手続き

秋田県総合県税事務所仙北支所県税班(仙北地域振興局内)で手続きしてください。

◇要件

障がい者が所有する自動車1台が減免を受けられます。

(18歳未満の場合は生計を同一にする者が所有する自動車でもよい。)

- ・身体障がい者自身が日常生活等で運転する場合
- ・障がい者の通院、通学、通所又は生業のために、障がい者自身又は生計を同一にする方が運転する場合
- ・障がい者のみで構成される世帯に属する障がい者の通学、通院、通所及び生業のため、障がい者を常時介護する方が運転する場合(1年以上の間、週3日以上身体障がい者のために運転を行っているか、行う見込のある方)
- ・社会福祉施設へ入所している障がい者が、家庭療養のため継続して月に1回以上定期的な帰省をしている場合

◇減免申請に必要なもの

- ①手帳(身体障害者、療育、精神障害者保健福祉)
 - ②運転者の運転免許証(※コピー(裏表)可) ③自動車検査証(※コピー可)
 - ④生計同一証明書(障がい者と生計を一にする同居家族の方が運転する場合、生計を一にする同居家族の方が所有する自動車を知的障がい者本人又は精神障がい者本人が運転する場合)
 - ⑤常時介護証明書(常時介護する方が運転する場合)
- ※④、⑤の証明書は社会福祉課又は各市民センターで申請できます。
※証明書の有効期間は発行日から1か月間です。

◇その他の手続き

次に該当する場合、手続きが必要です。

- ・年度途中で身体障がい等に該当になった場合
翌年度4月1日から6月30日までに総合県税事務所仙北支所県税班に必要書類を提出してください。
- ・新規に自動車を取得する場合
自動車登録手続きを行う際に、必要書類を提出してください。

軽自動車税の免除

対象者は自動車税の基準に準じますが、詳しくは税務課にお問い合わせください。

手続は税務課又は各市民センター、各出張所(田沢、神代、桧木内、上桧木内)で納期限7日前まで申請してください。

所得税・市県民税に関する所得控除

障がい者が所得税・市県民税の納税者本人、又は納税者の控除対象配偶者・扶養親族

である場合、次の額の控除が受けられます。

区 分	障害程度	所得税控除額	市県民税控除額
障 害 者 控 除	身体障がい 3～6級 知的障がい B 精神障がい 2～3級	27 万円	26 万円
特 別 障 害 者控除	身体障がい 1～2級 知的障がい A 精神障がい 1級	40 万円	30 万円
同 居 特 別 障 害 者 の 扶 養 控 除	控除対象配偶者又は扶養親 族が特別障害者で、かつ、 その特別障害者が納税者 本人又はその配偶者若しく はその本人と生計を一にす る配偶者以外の親族のい ずれかの人と同居を常況と している場合	75 万円	53 万円

◇手続き・問い合わせ 税務課(田沢湖庁舎) 電話 0187-43-1117
各市民センター・出張所(田沢、神代、桧木内、上桧木内)

相続税の控除

法定相続人である障がい者が相続により財産を取得する場合、相続税が控除されます。
詳細は、大曲税務署にお問い合わせください。

手当・年金・共済制度について

特別障害者手当

◇対象者

20歳以上で、著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介
護を必要とする在宅の障がい者

◇支給制限 次の場合等には手当が受けられません。

本人及び扶養している方の前年の所得が一定限度額以上である場合
施設へ入所中の方や病院等に3か月を越えて入院している方

◇手当額 月額 28,840円 (3か月分まとめて5月・8月・11月・2月に支払われます。)

◇申請に必要なもの(様式は仙北市ウェブサイトからダウンロードできます。)

- ①特別障害者手当認定請求書 ②特別障害者手当所得状況届 ③同意書
- ④特別障害者手当認定診断書 ⑤通帳(障がい者本人名義の通帳)

⑥介護保険被保険者証、障がい者手帳(交付を受けている方)

⑦個人番号又は通知カード(※「マイナンバーについて」を参照)

◇受給者に次のような変更があったら手続きを

- ・入院が3か月を超えるとき ・施設入所したとき ・転出したとき ・転居したとき
- ・氏名に変更があったとき ・受給者が亡くなったとき ・振込口座を変更したいとき

◇問い合わせ 社会福祉課(角館庁舎1階・11番窓口) 電話 0187-43-2288

障害児福祉手当

◇対象者

20歳未満で、日常生活において、常時介護を必要とする重度障がい児

◇支給制限 次の場合等には手当が受けられません。

障がい児本人及び扶養している方の前年の所得が一定限度額以上である場合
障がいを支給事由とする給付を受けている方や、児童入所施設又は社会福祉施設に入所中の方

◇手当額 月額 15,690円 (3か月分まとめて5月・8月・11月・2月に支払われます。)

◇申請に必要なもの(様式は仙北市ウェブサイトからダウンロードできます。)

- ①障害児福祉手当認定請求書 ②障害児福祉手当所得状況届 ③同意書
- ④障害児福祉手当認定診断書 ⑤通帳(障がい児本人名義の通帳)
- ⑥障害者手帳(交付を受けている方) ⑦個人番号カード又は通知カード(※「マイナンバーについて」を参照)

◇受給者に次のような変更があった時は手続きをお願いします。

- ・児童入所施設等に入所したとき ・受給者が障害を事由とした年金を受給したとき ・転出したとき ・転居したとき ・氏名に変更があったとき ・受給者が亡くなったとき ・振込口座を変更したいとき

◇問い合わせ 社会福祉課(角館庁舎1階・11番窓口) 電話 0187-43-2288

児童扶養手当

◇対象者

次のいずれかの要件に該当する、18歳に達する日以後最初の3月31日までにある児童(政令で定める中程度の障がいがある場合は20歳まで)を養育している父又は母や、父又は母に代わってその児童を養育している方

◇要件

- ・父母が離婚後、父又は母と生計を同じくしていない児童
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父又は母が死亡又は、生死不明の児童
- ・父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父又は母(あるいは両方)が一定の障害の状態にある児童
- ・母が婚姻によらないで出産した児童

◇支給制限 次の場合等には手当が受けられません。

- ・父又は母などの前年所得が一定限度額以上の場合(一部支給の場合もあります)

・児童が児童入所施設へ入所中又は、里親に委託されている場合

◇手当額(月額※令和 6 年 4 月から)

- | | | |
|------------|------|-----------------------|
| (1)児童1人の場合 | 全部支給 | 月額 45,500 円 |
| | 一部支給 | 月額 45,490 円～10,740 円 |
| (2)児童2人の場合 | 全部支給 | 月額 10,750 円加算 |
| | 一部支給 | 月額 10,740 円～5,380 円加算 |
| (3)児童3人目以降 | 全部支給 | 月額 6,450 円加算 |
| | 一部支給 | 月額 6,440 円～3,230 円加算 |

奇数月の11日に前月分までを支給します。

◇問い合わせ 子育て推進課(角館庁舎 1 階・8 番窓口) 電話 0187-43-2280

特別児童扶養手当

◇対象者

障がいの程度が次のいずれかの要件に該当する 20 歳未満の児童を監護する父若しくは母、又は父母に代わってその児童を養育している方

◇要件(政令で定める程度の障がいの状態)

<1級> 国民年金法で定める障害等級表の1級に相当するもの

<2級> 国民年金法で定める障害等級表の2級に相当するもの

◇支給制限 次の場合等には手当が受けられません。

- (1)父母等の前年の所得が一定限度額以上の場合
- (2)児童が児童入所施設に入所している場合
- (3)児童が障がいを支給事由としている公的年金を受給している場合
- (4)児童又は、父母等のいずれかが、日本国内に住所を有しない場合

◇手当額 1級 月額 55,350 円 2級 月額 36,860 円

4か月分まとめて4月・8月・11月に支払われます。

◇問い合わせ 子育て推進課(角館庁舎 1 階・8 番窓口) 電話 0187-43-2280

障害基礎年金

◇対象者

国民年金加入後の納付等の要件を満たしている被保険者又は20歳になる前から障がいのある方で、障がいの程度が次の1級又は2級に該当する方。

<1級> 国民年金法で定める障害等級表の1級に該当する場合

<2級> 国民年金法で定める障害等級表の2級に該当する場合

※身体障害者手帳の等級や基準とは異なります。

◇支給制限

20歳になる前から障がいのある方が受給する場合は、受給者本人の所得状況や公的年金受給により、支給制限があります。

◇年金額 令和6年度の場合(年度ごとに金額に変更があります)

年額 1 級 1,017,125 円 2 級 813,700 円(但し、昭和31年4月1日以前生まれの方)

加算額 第1子・第2子 1人につき 234,800 円

第3子以降 1人につき 78,300 円

◇問い合わせ 国保市民課（角館庁舎 1 階・4 番窓口）電話 0187-43-3316
又は、大曲年金事務所 電話 0187-63-2296

障害厚生年金

◇対象者

厚生年金加入中に初めて医師の診療を受けた傷病による障がい、納付等の要件を満たしている被保険者の方で、厚生年金法で定める障害等級の1～3級に該当する方。

※身体障害者手帳の等級や基準とは異なります。

◇年金額

報酬によって違います。詳細は日本年金機構大曲年金事務所にお問い合わせください。

心身障害者扶養共済

心身障がい者の保護者が、毎月一定の掛け金を払込み、保護者が死亡又は著しい障がいになった時に、障がい児(者)に年金が支給されます。

◇対象者

身体障がい児(者)(身体障害者手帳1級から3級)又は知的障がい児(者)、精神障がい児(者)の保護者で、次の要件に該当する方

(1)加入しようとする人(保護者)の年齢は、65歳未満であること

(2)加入しようとする人(保護者)は、特に疾病や障がいがなく、健康な状態にあること

(3)障がい児(者)は、将来独立自活困難な状態にあること

◇掛金月額

掛金は、加入者の年齢により1口 9,300 円～23,300 円で、2口まで加入することができます。(所得により掛金が減額又は免除になる場合がありますのでお問い合わせください。)

◇給付金

加入者が死亡等した場合、障がい児(者)に毎月 20,000 円(2口加入の場合 40,000 円)支給されます。

◇問い合わせ 社会福祉課(角館庁舎 1 階・11 番窓口) 電話 0187-43-2288

交通事故による障がい

自動車事故対策機構では、①自動車事故により重度後遺障害者となられた方への「介護料の支給」及び②自動車事故により死亡又は重度の後遺障害が残った方のお子様に対する「生活資金の貸付(無利子)」を行っています。

(1)重度後遺障害者に介護料を支給

◇対象者

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害があるため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方
※自賠責保険等による後遺障害等級認定は、身体障害者手帳による認定等級とは異なりますので、御注意ください。

◇介護料支給金額の範囲(月額)

- ①常時の介護が必要な方のうち、「重度後遺障害診断書」で、症状が「最重度」であると認められた方 85,310 円～211,530 円
- ②①以外で常時介護が必要な方 72,990 円～166,950 円
- ③随時の介護が必要な方 36,500 円～83,480 円

(2)生活資金の貸付

◇対象者

自動車事故により死亡又は重度の後遺障害が残った方の中学校卒業までのお子様

◇申込者

貸付を希望するお子様の保護者(貸付期間は中学校卒業の月まで)

◇貸付額

- 一時金 155,000 円、以後月額 10,000 円又は 20,000 円(選択制)
- 小・中学校入学支援金(希望者のみ) 44,000 円

◇返済期間

原則 20 年以内

◇問い合わせ 独立行政法人自動車事故対策機構(<http://www.nasva.go.jp>)

秋田支所 電話 0187-43-2288

仙台主管支所 電話 022-204-9902

NASVA 交通事故被害者ホットライン 電話 0570-000738

(土日祝日、年末年始を除く)10 時から 17 時まで

各種相談機関の窓口照会、NASVA サービスの案内

医療制度について

自立支援医療(更生医療)

障がい除去又は軽減する手術等の治療(角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、血液透析医療、じん臓移植手術、肝臓移植手術など)によって確実に効果が期待できるものに対し提供される公費負担医療制度です。

◇対象者

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方(秋田県子ども・女性・障害者相談センターの判定が必要)

◇手続きに必要なもの

- ①指定医療機関医師の意見書 ②自立支援医療費支給認定申請書 ③同意書
- ④身体障害者手帳の写し ⑤健康保険証の写し(受診者と同じ健康保険に加入している方全員分)
- ⑥障害年金等の非課税年金受給者は年金証書、年金振込通知書又は年金振込み口座の通帳の写し※対象期間は前年分(1月～6月に申請の場合は前々年分)
- ⑦特定疾病医療受給者証を受給している方は受給者証の写し
- ⑧個人番号カード又は通知カード(受診者と同じ健康保険に加入している方全員分)

◇自己負担

原則1割負担ですが、「世帯」の所得に応じて、月額負担上限額が決められています。

※「世帯」は、受診者と同じ保険証をお持ちの方をみなします。

◇手続き・問い合わせ

社会福祉課(角館庁舎 1 階・11 番窓口) 電話 0187-43-2288

各市民センター・出張所(田沢、神代、桧木内、上桧木内)

自立支援医療(精神通院医療)

自立支援医療(精神通院医療)は、精神疾患(てんかんを含む)で通院による精神医療を継続して受ける必要がある症状の方の、通院の医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度です。

◇対象者 指定医療機関に精神通院している方

◇手続きに必要なもの

①指定医療機関医師の診断書(初回及び2年に1回必要)

②自立支援医療費支給認定申請書 ③同意書

④健康保険証の写し(受診者と同じ健康保険に加入している方全員分)

⑤障害年金等の非課税年金受給者は年金証書、年金振込通知書又は年金振込み口座の通帳の写し※対象期間は前年分(1月～6月に申請の場合は前々年分)

⑥個人番号カード又は通知カード(受診者と同じ健康保険に加入している方全員分)

◇自己負担

原則1割負担ですが、「世帯」の所得に応じて、月額負担上限額が決められています。

※「世帯」は、受診者と同じ保険証をお持ちの方をみなします。

◇手続き・問い合わせ

社会福祉課(角館庁舎 1 階・11 番窓口) 電話 0187-43-2288

各市民センター・各出張所(田沢、神代、桧木内、上桧木内)

自立支援医療(育成医療)

障がい児(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む)で、その身体障がい除去又は軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対し提供される公費負担医療制度です。

◇対象者

身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる18歳未満の児童

◇手続きに必要なもの

①自立支援医療(育成医療)支給認定申請書 ②自立支援医療(育成医療)意見書

③同意書 ④健康保険証の写し(受診者と同じ健康保険に加入している方全員分)

⑤個人番号カード又は通知カード(受診者と同じ健康保険に加入している方全員分)

◇自己負担

原則1割負担ですが、「世帯」の所得に応じて、月額負担上限額が決められています。

※「世帯」は、受診者と同じ保険証をお持ちの方をみなします。

◇手続き・問い合わせ

社会福祉課(角館庁舎 1 階・11 番窓口) 電話 0187-43-2288

各市民センター・各出張所(田沢、神代、桧木内、上桧木内)

福祉医療制度

福祉医療対象者の医療費の自己負担相当額を助成します。

◇対象者

- ・高齢身体障がい者(所得制限あり、社会保険本人は福祉医療非該当)
65歳以上で、身体障害者手帳4～6級をお持ちの方
- ・重度心身障がい(児)者(社会保険本人のみ所得制限あり)
療育手帳A、身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方かつ自立支援医療(精神通院)支給認定者
(令和6年8月から対象となる方)
- ・乳幼児、小、中学生及び高校生(高校在学は問わない)
生まれた日から18歳の誕生日以降最初の3月31日まで
- ・ひとり親家庭(所得制限あり、社会保険本人は福祉医療非該当)
次に該当する18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童
 - :母子家庭・父子家庭の児童
 - :父母のいない児童
 - :父又は母が次の号に定める障害の状況にある家庭の児童
 1. 両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
 2. 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 4. 両上肢のすべての指を欠くもの
 5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 7. 両下肢を足関節以上で欠くもの
 8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 10. 精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がい
 11. 傷病が治らないで、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障がい

◇手続き・問い合わせ

国保市民課（角館庁舎 1 階・4 番窓口） 電話 0187-43-3316
各市民センター・出張所(田沢、神代、桧木内、上桧木内)

特定医療費(指定難病)の助成

国が指定した341疾病に対して、県が承認した医療機関において保険診療を受けた場合、自己負担の軽減が受けられます(「特定医療費(指定難病)受給者証」が交付されます)。

負担割合は2割で、自己負担限度額は所得に応じて決定されます。但し、人工呼吸器等

装着している方は、所得に関係なく月額一律1,000円となります。

※対象疾病等の一覧は厚生労働省、秋田県又は難病情報センターのウェブサイトにて確認ができます。

◇手続き・問い合わせ 大仙保健所(電話 0187-63-3403)

小児慢性特定疾患医療の給付

次の16疾患群(788疾患)により医療を受けている18歳未満の児童で、県が承認した医療機関において保険診療を受けた場合に自己負担の軽減が受けられます。

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

◇手続き・問い合わせ 大仙保健所(電話 0187-63-3403)

補装具・日常生活用具について

◇手続き・問い合わせ

社会福祉課(角館庁舎 1 階・11 番窓口) 電話 0187-43-2288

各市民センター・出張所(田沢、神代、桧木内、上桧木内)

補装具(購入・借受け・修理)の支給

身体障がい(児)者及び、厚生労働省が定める369疾患の難病等の方々の日常生活や社会生活の向上を図るために、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うために障がいの内容や程度により、必要な用具(補装具)の購入、借受け又は修理を行います。(所得制限があります)※購入前に必ずご相談ください。

※種目により、介護保険被保険者は介護保険での給付が優先となります。

◇対象者 身体障害者手帳を持っている方

厚生労働省が定める369疾患の難病等の方

※秋田県子ども・女性・障害者相談センターの判定が必要な場合があります。

◇補装具の種類

義肢・装具・姿勢保持装置・視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡・補聴器・車椅子・電動車椅子

・歩行器・重度障害者用意思伝達装置・歩行補助つえ・座位保持椅子(児)・起立保持具(児)・頭部保持具(児)・排便補助具(児)

◇手続きに必要なもの

①補装具費(購入・借受け・修理)支給申請書 ②指定業者の見積書 ③身体障害者手帳 ④個人番号カード又は通知カード(※「マイナンバーについて」を参照)

※新規申請及び再購入の方等、判定が必要な場合は主治医からの補装具費支給意見書・指定業者の補装具処方箋の添付が必要な場合があります。購入希望の方は医療機関又は社会福祉課までご相談ください。

日常生活用具の給付

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方、又は厚生労働省が定める369疾患の難病等で、障がい等により日常生活に支障のある方に用具を給付します。ただし、障がい及び程度により給付できる用具が異なります。また、所得制限があります。

※購入前に必ずご相談ください。

※種目により、介護保険被保険者は介護保険での給付が優先となります。

◇対象者

身体障害者手帳若しくは療育手帳を持っている在宅の方、又は在宅の厚生労働省が定める369疾患の難病等の方。ただし、用具により在宅者に限らないものもあります。また、障がい及び程度により給付できる用具が異なります。

◇日常生活用具の種類

・排泄管理支援用具

ストーマ装具 紙おむつ等 収尿器

・介護・訓練支援用具

特殊寝台 特殊マット 特殊尿器 入浴担架 体位変換器 移動用リフト
訓練いす(児のみ) 訓練用ベッド(児のみ)

・自立生活支援用具

入浴補助用具 便器 T字状・棒状のつえ 移動・移乗支援用具 頭部保護帽
歩行時間延長信号機用小型送信機 聴覚障害者用室内信号装置 特殊便器
火災警報器 自動消火器 電磁調理器

・在宅療養等支援用具

透析液加温器 ネブライザー(吸入器) 電気式たん吸引器 酸素ボンベ運搬車 盲人用
体重計

盲人用体温計(音声式)

・情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置 情報・通信支援用具 点字ディスプレイ 点字器
点字タイプライター 視覚障害者用ポータブルレコーダー 盲人用時計
視覚障害者用活字文書読上げ装置 視覚障害者用拡大読書器
聴覚障害者用通信装置 聴覚障害者用情報受信装置 人工喉頭
埋込型人工喉頭用人工鼻 点字図書 視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)
福祉電話(貸与) ファックス(貸与)

・住宅改修関係

居宅生活動作補助用具

◇手続きに必要なもの

- ①申請書 ②指定業者の見積書 ③身体障害者手帳、療育手帳又は特定疾病受給者証
- ④個人番号カード又は通知カード(※「マイナンバーについて」を参照)

※手帳に記載されている障がい内容で、用具の必要性が判断できない場合は医師意見書の提出が必要になります。

難聴児に対する補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない程度の難聴児に対して、補聴器の装用による言語の習得やコミュニケーション力の向上を促進するため、補聴器の購入費用又は修理費用の一部を助成します。

◇対象者

次のすべてに該当する児童が対象になります。

- 市内に居住しており、両耳の聴力レベルが原則として 30 デシベル以上 70 デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない。(※医師が装用の必要を認めた場合は、30 デシベル未満についても対象とします。)
- 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断している。

◇利用者負担

原則 1 割負担で 13,700 円が負担上限額(※所得制限あり)

ただし、次に該当する場合、利用者負担はありません。

- 生活保護受給者
- 市民税非課税世帯

その他助成事業について

人工透析通院費支給事業

人工透析治療を受けるため、自宅から医療機関へ通院している方へ交通費の一部を助成します。

対象となる方は次の全てに該当する方です。

- 週2回以上通院し、自宅から医療機関まで往復 3 キロ以上ある方
- ご自分の運転又は家族等の運転で通院されている方
- 支給月 年2回 3月分～8月分 9月支給 9月分～2月分 3月支給
- 支給額 医療機関までの往復距離×通院回数×1 キロあたり 12円

◇問い合わせ先 社会福祉課(角館庁舎 1 階・11 番窓口) 電話 0187-43-2288

障がい者(児)タクシー利用券給付事業

在宅の障がい者等の外出支援を図るため、障がい者等が利用するタクシーの利用料金の一部として利用券を給付します。利用券の給付額は年度で15,000円になります。

◇対象者

- 身体障害者手帳1級から3級の方
- 療育手帳Aの方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている難病患者の方

◇問い合わせ 社会福祉課(角館庁舎 1 階・11 番窓口) 電話 0187-43-2288

自動車運転免許取得費助成事業

障がいのある方が就労や社会参加のための自動車免許取得に対し助成します。学校において自動車操作訓練を終了するのに要した費用の3分の2(10万円を限度)を助成します。

◇対象者

肢体不自由又は聴覚障がい、身体障害者手帳をお持ちの方及び療育手帳をお持ちの方が、自動車運転免許証の交付を受けた場合(1回を限度)

自動車改造費助成事業

障がいのある方が就労に伴い自動車を取得する場合、10万円を限度に自動車の操向装置及び駆動装置等の改造に要した費用を助成します。

※改造前に、必ずご相談ください。

◇対象者

上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害により、身体障害者手帳の1級から3級をお持ちの運転免許を有する方(所得制限があります)

◇申請に必要な書類

- ①自動車改造費助成申請書 ②改造を行う業者からの見積書 ③車検証の写し
- ④運転免許証の写し ⑤個人番号カード又は通知カード(※「マイナンバーについて」を参照)

障がい者通所施設等交通費助成事業

障がい者施設等に通所する障がい者又はその介護者の継続的負担の軽減のため、通所に要する交通費の一部を助成します。

◇対象者

仙北市内に住所を有し、障がい者施設等に通所する障がい者等又はその介護者で、1月の開所日数の2分の1以上通所している者(グループホーム入居者を含む。)

◇対象となる障がい者施設等

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターを行う施設又は事業所

◇助成金の額

- (1)公共交通機関を利用する者 1月当たり 5,000 円を限度
毎月支払った一般旅客自動車運賃及び鉄道運賃の全額(割引後の金額)
- (2)自家用車を利用する者 1月当たり 5,000 円を限度
対象者の居住地から障がい者施設等までの往復距離数(1キロメートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に通所回数を乗じて得た距離数に、1キロメートル当たり12円を乗じて得た額

◇助成金の交付

年2回 3月分～8月分…9月に交付 9月分～2月分…3月に交付

◇問い合わせ 社会福祉課(角館庁舎1階・11番窓口) 電話 0187-43-2288

障害者総合支援法の障害福祉サービスについて

障害者総合支援法の対象となる障がい者・児等の主な要件

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (2) 療育手帳をお持ちの方

- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、自立支援医療(精神通院医療)を受けている方、又は精神がよい者であることが確認できる証書類等を提示できる方
- (4) 厚生労働省が定める369疾患の難病等の方
- (5) 障がい児:障害者手帳を持っている児童、特別児童扶養手当受給対象児童、児童相談所や市町村が必要であると判断した児童

◇障害福祉サービスを利用するためには

利用申請書を提出し、障害支援区分が決定すると受給者証が交付されます。

受給者証が交付された利用者は、サービス提供事業者と契約し、サービスの利用が始まります。

障害支援区分(1～6まであります)の認定結果により利用できる介護給付、訓練等給付が決まります。

また、計画相談支援として、障害福祉サービス利用時に、指定特定相談支援事業所が障がい者等又は障がい児の保護者等から、心身の状況、置かれている環境、サービス利用に関する意向等を伺い、サービス等利用計画を作成し、相談支援を行います。

※介護保険被保険者は介護保険での給付が優先となります。

◇利用者負担

原則1割負担ですが、18歳以上の障がい者は本人とその配偶者、18歳未満の障がい児は保護者の属する住民基本台帳での世帯の市民税課税状況により、月額負担上限額が決められています。

◇手続き・問い合わせ

社会福祉課(角館庁舎 1 階・11 番窓口) 電話 0187-43-2288

各市民センター・出張所(田沢、神代、桧木内、上桧木内)

介護給付

居宅介護

入浴、排泄、又は食事の介護など、在宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

- ◇対象者 障害支援区分1以上で、サービスを利用できる時間や回数は、受給者証に記載してあります。(通院介助は障害支援区分2以上で、支給要件あり)

重度訪問介護

重度の肢体不自由者(18歳以上)を対象とした、在宅における入浴や食事、排泄介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスを行います。

- ◇対象者 障害支援区分4以上で、次のいずれにも該当する方で、二肢以上に麻痺があること、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定される方。また、障害支援区分認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が10点以上の方、等の要件があります。

同行援護

重度の視覚障がいにより移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行います。

- ◇対象者 身体介護を伴わない場合は、同行援護アセスメント調査票による対象者となり、

障害支援区分認定は必要ありません。

身体介護を伴う場合は同行援護アセスメント調査票による対象に加え、障害支援区分認定で区分2以上に該当する方。また、認定調査項目で、歩行・移乗・移動・排尿・排便の5項目中、1つ以上認定項目にチェックされていることが必要です。

行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動支援を行います。

◇対象者 障害支援区分3以上、障害支援区分認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が10点以上の方となります。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

◇対象者

障害支援区分6で、かつ意思疎通に著しい困難を有し、また、四肢すべてに麻痺があり寝たきり状態で、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者、又は最重度知的障がい者、障害支援区分認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が10点以上の方となります。

※障がい児については、これに相当する心身状態であること。

短期入所

自宅で介護する方が病気の場合などで、短期間入所を必要とする者に、施設において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

◇対象者 障害支援区分1以上(児童を除く)の方

※児童は厚生労働大臣が定める区分1以上

療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

◇対象者

- ・障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
- ・障害支援区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している方又は重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している方

生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間障害者支援施設などで、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

◇対象者

- ・施設入所者は障害支援区分4以上(50歳以上は障害支援区分3)の方
- ・在宅の施設通所者は障害支援区分3以上(50歳以上は障害支援区分2)の方
- ・施設入所者で障害支援区分4(50歳以上は区分3)より低い方で、サービス利用計画

案の作成手続きを経た上で市町村が必要性を認めた方

施設入所支援

施設入所している方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事などの日常生活支援を行います。

◇対象者

- ・生活介護を受け、障害支援区分4以上(50歳以上は障害支援区分3)の方
- ・自立訓練又は就労移行支援等を受け、通所困難な方(要件あり)
- ・生活介護を受けている方であって障害支援区分4(50歳以上は区分3)より低い方で、サービス利用計画案の作成手続きを経た上で市町村が必要性を認めた方
- ・就労継続支援B型を受けている方のうち、サービス利用計画案の作成手続きを経た上で市町村が必要性を認めた方

訓練等給付

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

宿泊型自立訓練

知的障がい又は精神障がいの方に、一定期間居住の場を提供し、居室その他設備を利用しながら家事等日常生活能力の向上をのために必要な訓練を行います。

就労定着支援

企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

◇対象者 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

◇対象者 一般就労を希望し、就労が見込まれる65歳未満の障がい者

就労継続支援(A型＝雇用型、B型＝非雇用型)

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

◇A型＝雇用型

雇用契約に基づく就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。

対象者

通常の雇用が困難な65歳未満(利用開始時)の障がい者のうち、就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって、雇用契約に基づく就労が可能な方

◇B型＝非雇用型

通所により就労や生産活動の機会を提供し、雇用への移行支援等のサービスを行います。

対象者

就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される方

共同生活援助

地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行います。

◇対象者

障がい者(身体障がいの方が利用する場合、利用要件があります)

◇家賃助成 課税状況により1万円の家賃助成制度を受けることができます。

自立生活援助

定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況などについての確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。

◇対象者 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等

地域相談支援

地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、住居確保その他地域における生活に移行するための活動に対して必要な支援を行います。

地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者に、常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等について、相談その他必要な支援を行います。

計画相談支援

サービス利用前にサービス利用等計画案を市町村へ提出するため、指定特定相談支援事業者へ計画案の作成を依頼します。市町村は提出された計画案をもとに支給決定し、受給者証を交付します。その後、定期的に事業所でモニタリングを行い計画の見直し等を検討していきます。

児童福祉法の障害児通所支援

障害児通所支援

対象となる障がい児は、身体に障がいのある児童・知的障がいのある児童・精神に障がいのある児童であり、医学的診断名や障がい者手帳は必須条件ではありません。

障害児通所支援には以下の5種類があります。

- ① 児童発達支援
- ② 医療型児童発達支援
- ③ 放課後等デイサービス
- ④ 保育所等訪問支援
- ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

この通所支援の対象児であるかどうかは、障がい者手帳や特別児童扶養手当受給等の証明書類の提出、又は市町村で関係機関等に照会して確認します。

◇障害児通所支援を利用するためには

利用申請書提出後、市町村による障がい児又は保護者と面接を行い、状況等について調査し、利用に関する意向を確認します。

保護者等はサービス利用前に障害児支援利用計画案を市町村へ提出するため、指定障害児相談支援事業者へ障害児支援利用計画案の作成を依頼します。市町村は提出された計画案をもとに支給決定し、受給者証を交付します。

受給者証が交付された利用者は、サービス提供事業者と契約し、サービスの利用が始まります。

◇利用者負担

原則1割負担ですが、保護者の属する住民基本台帳での世帯の市民税課税状況により、月額負担上限額が決められています。

◇手続き・問い合わせ

社会福祉課(角館庁舎1階・11番窓口) 電話 0187-43-2288

各市民センター・出張所(田沢、神代、桧木内、上桧木内)

すこやか療育支援事業

障害児通所支援の児童発達支援・医療型児童発達支援を利用される場合、

- ① サービス利用に係る利用者負担額
- ② 食費(上限額 1日あたり650円)

の補助を受けることができ、給付額は①②の合計額の1/2となります。

◇手続き・問い合わせ

社会福祉課(角館庁舎1階・11番窓口) 電話 0187-43-2288

地域生活支援事業

相談支援事業

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助をします。

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方との意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う方を派遣します。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、成年後見制度の利用に要する経費について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められた場合に、申立てに要する経費等を助成します。

日常生活用具給付

重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具を給付します。
(P17～18参照)

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、市内の外出のための支援をします。

◇利用者負担 居宅介護給付単価の1割

地域活動支援センター

障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等の理由により、在宅にて生活困難な障がい者に対し支援します。

訪問入浴サービス事業

在宅で常に臥床し、自宅で入浴することが困難な65歳未満の方に、入浴車により、在宅で入浴サービスを提供します。

◇対象者

65歳未満の寝たきりの障がい者

(介護保険被保険者は介護保険での給付が優先となります。)

◇利用者負担

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準による費用の1割の額

更生訓練費給付

身体障害者更生援護施設入所者の訓練に要する経費に対し支給します。

◇対象者 該当施設入所中の希望者

日中一時支援事業

障がい者等が日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援を行います。

◇利用者負担

利用時間により1回200円から600円

ただし、次に該当する場合、利用者負担はありません。

○生活保護受給者

○18歳以上の方が利用…利用者とその配偶者が市民税非課税

○18歳未満の方が利用…市民税非課税世帯

生活サポート

障害支援区分非該当者で日常生活支援が必要と認められる方に対し、ヘルパーを派遣します。

◇利用者負担

居宅介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準による費用の1割の額

声の広報等発行

視覚などに障がいのある方に声の広報を届けている団体に対し補助をします。

◇手続き・問い合わせ

社会福祉課(角館庁舎1階・11番窓口) 電話 0187-43-2288

各市民センター・出張所(田沢、神代、桧木内、上桧木内)

療育機関・施設について

心身障がい児の相談、療育及び保育については、次のような機関や施設があります。

療育機関・事業

あきた総合支援エリアかがやきの丘

総合相談の窓口 電話 018-826-8031

あきた総合支援エリア内の特別支援学校3校は、視覚障がい教育、聴覚障がい教育、肢体不自由、病弱教育の専門教育機関として、本人・保護者や関係機関の相談に応じて、専門情報提供と教育支援を行います。

◇秋田県立視覚支援学校

電話 018-889-8571

- ◇秋田県立聴覚支援学校 電話 018-889-8572
◇秋田県立秋田きらり支援学校 電話 018-889-8573
◇学校開放 電話 018-889-8571
〒010-1409 秋田市南ケ丘一丁目1番1号

秋田県立医療療育センター

秋田県立医療療育センターは、子どもの発達への幅広い支援、障がい児・者に応じたきめ細かな療育、地域の機関と連携した療育など、家族を含めた総合的な支援を行います。

- ◇診療予約受付(9時から16時まで平日のみ) 電話 018-826-8029
◇総合相談・医療療育連携室 電話 018-826-8031
◇発達障害者支援センター ふきのとう秋田 電話 018-826-8030
〒010-1409 秋田市南ケ丘一丁目1番2号

どれみの会(療育訓練事業)

発達の促進や親子関係を構築するために支援を必要とする就学前児童と保護者に対し、個々の発達・発育を継続的に確認し、適切な助言指導や育児相談を行います。保護者と関係者が共同して療育訓練に取り組むことにより、適切な就学につながることを目的とし、毎月1～2回行っています。

費用は、無料です。

- ◇問い合わせ こども家庭センター 電話 0187-43-3305

秋田県障害児(者)地域療育等支援事業

在宅重症心身障がい児・者、知的障がい児・者、身体障がい児と家族を支援するため療育、生活等についての相談に応じ、指導や訓練を行います。

- ◇実施施設 阿桜園(さくらんぼルーム) 電話 0182-32-6085

その他相談機関について

秋田県ひきこもり相談支援センター

ひきこもり状態にある本人や家族などの相談に応じます。

対 象 者:18歳以上のひきこもり状態にある本人やその家族

相談時間:月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)の午前10時～午後4時まで

※ 面談相談の場合は事前に予約が必要です。

相談等内容: 電話、面接による個別面談(匿名での相談可能)

本人(青年グループ)、親同士(にじの会)の交流の場

訪問支援 情報発信

◇連絡先

秋田市手形住吉町3-6(秋田県精神保健福祉センター内)

電話 018-831-2525 FAX 018-831-2306

秋田県南障害者就業・生活支援センター

就業面の支援及び生活面の支援を就業・生活支援ワーカーが一体的に行います。
障がいのある方からの相談に応じ、地域の関係機関と連携しながら就業や日常生活上の
問題点について、必要な支援及び助言その他の援助を行います。

対象者:①就職や生活上の支援を希望される方、又はその家族や関係機関の方
※ 障がいの種別は不問
②事業主の方

支援内容

職業評価 どのような仕事に向くか、秋田障害者職業センターと連携して職業の適性を
調べます。

基礎訓練 就職経験のない方や訓練を必要とされる方は、施設で作業訓練を行います。

職場開拓 ハローワークや他の機関と連携し、個々に適した職場を探していきます。

職場実習 実際に職場での仕事を体験します。また、就職に向けて不安がある方のサポ
ートをします。

就職後のフォローアップ 就職後も仕事を続けられるように、職場訪問や家庭訪問等
を行い、仕事と生活の両面から支援します。

ジョブコーチ支援の斡旋 「なかなか仕事を覚えることができない」など、必要な方には秋
田障害者職業センターと連携して「ジョブコーチ」の協力をお
願いします。

◇連絡先

大仙市大曲戸巻町2-68(サンワーク大曲)

電話 0187-88-8713 FAX 0187-88-8714

仙北市権利擁護センターまもらいふ

仙北市権利擁護センター「まもらいふ」は、認知症や知的障がい、精神障がいなどによ
り、判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができ
るよう支援することを目的としており、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づいて
設置された公的な機関(中核機関)です。

(1)成年後見制度利用促進事業

①広報及び啓発

成年後見制度に関する情報発信、セミナーの開催など、メリットが実感できる制度として、早期利用につながるよう広く周知・啓発を行います。

②相談・利用支援

成年後見制度に関する相談に応じるとともに、制度の利用を必要とする方が適切に利用できるよう、手続き方法や申立・契約等に関するサポートを行います。

③その他 ■日常生活自立支援事業から後見制度への移行支援

■家庭裁判所、行政機関や関係機関等専門職との連携体制の構築

■受任者調整(マッチング)等の支援 ■市民後見人の育成・活動の支援

■成年後見人等への支援

(2) 日常生活自立支援事業

判断能力に不安がある高齢者や知的障がい者、精神障がい者を対象に福祉サービス利用料の支払いや情報提供、相談および日常的金銭管理サービスや書類等の預かりサービスを行います。

■定期的な生活費のお届け ■通帳の預かり ■サービス利用手続きのお手伝い

■公共料金の支払いのお手伝い ■福祉サービスの情報提供

(3) 法人後見事業

判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者、精神障がい者を対象に仙北市社会福祉協議会が成年後見人(法定代理人)となって財産管理や身上保護に関する法律行為全般を行います。

■定期的な生活費のお届け ■預金口座の管理、残高確認

■入院手続き、医療費の支払い ■サービスの利用手続き ■消費者被害の取り消し

■財産の保全・処分

◇連絡先

仙北市角館町小勝田間野54-5(仙北市社会福祉協議会内)

電話 0187-54-2493 FAX 0187-53-2493

メール:mamolife@senboku-syakyo.jp

その他関連制度について

法定後見制度(成年後見制度)

判断能力の不十分な方に、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)が利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が成年後見人等の同意を得ないでおこなった不利益な行為を後から取り消したりなど、本人を保護、支援します。

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申し立てをすることができる人	本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官など、市町村長		

◇問い合わせ 秋田家庭裁判所(電話 018-824-3121)
リーガルサポート秋田(電話 018-824-0055)

任意後見制度(成年後見制度)

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、予め自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活・療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結びます。

そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が専任する「任意後見監督人」の監督のもと、本人を代理して契約をすることにより、本人の意思にしたがった適切な保護、支援をします。

◇問い合わせ 秋田家庭裁判所(電話 018-824-3121)
リーガルサポート秋田(電話 018-824-0055)

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方が自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その方の権利擁護に資することを目的とした福祉サービスです。

専門員が本人と面談後、利用契約を結んで支援計画を作成し、生活支援員が書類等の預かり、日常的な金銭管理、福祉サービスの利用などを支援します。

◇援助の内容

- ・地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助します。
- ・利用者の参加を得て作成する「支援計画」に基づき、実施主体が本人と利用契約を締結し、個々の契約内容に基づいた援助を生活支援員が行います。

1. 福祉サービスに関する情報提供、助言
2. 福祉サービスを利用し、又は利用をやめるために必要な手続き援助
3. 福祉サービス利用料を支払う手続き援助等
4. 福祉サービスについての苦情解決制度の利用援助

※利用者ご本人の施設入所に関しての書類の記入は含まれません。

◇日常的な金銭管理サービス ※日用品を買う行為は含まれません。

1. 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き

2. 医療費を支払う手続き
3. 税金や社会保険料、公共料金等を支払う手続き
4. 日用品の代金を支払う手続き
5. 1.から 4.の支払いにともなう預金の払戻、預金の解約、預金の預入れの手続き

◇書類等の預かりサービス

1. 年金証書 2. 預貯金の通帳 3. 権利証 4. 契約書 5. 保険証書
6. 実印・銀行印 7. その他

※株券や債権等の有価証券や遺言書・不動産・貴金属・絵画等を預かることはできません。

◇利用料

- ・サービス1回1時間まで1,000円(1時間を超える場合は30分ごとに500円加算)
- ・生活保護の方は無料。・他市町村への支援は交通費実費負担の場合あり。

◇問い合わせ 仙北市権利擁護センターまもらいふ(仙北市社会福祉協議会内)

電話 0187-54-2493

暮らしに役立つ情報・その他

NTT番号無料案内(ふれあい案内)

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、電話帳の使用が困難な方について、障がいの程度により NTT 番号案内が無料になります。

◇対象者

- ・視覚障害 1 級から 6 級又は、肢体不自由(上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1級～2級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

◇問い合わせ フリーダイヤル(0120-104714)

障害者運転マーク



このマークは、身体障がい者標識であり、肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が普通自動車を運転する場合において、その肢体不自由が運転に影響を及ぼす恐れがあるときに、その普通自動車に表示するものです。このマークを表示することによって、他の運転者は幅寄せ、割り込みをしてはならないこととされています。

◇問い合わせ 仙北地区交通安全協会(電話 0187-54-2332)

耳マーク



耳の不自由な方であることをあらわすマークであり、耳が聞こえない、聞こえにくいということは外見では分かりにくいので、それらの不安のある人たちのコミュニケーションをサポートするために作られました。このマークを見かけたら、ゆっくりと話したり、手話や筆談するなどの配慮をしましょう。

耳マーク

また、仙北市内の宿泊施設や飲食店等で耳の不自由な方に筆談したり、緊急時にFAXを送信するなど対応してくれる場所を地図にした「観光マップ」を仙北市ウェブサイトから見るができます。

仙北市ウェブサイト HOME <観光情報<デジタルパンフレット
※akita ebooks のウェブサイトへ遷移します。

◇問い合わせ 耳 マーク：一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
(電話 03-3225-5600 FAX 03-3554-0046)

観光マップ：聴覚障がい者の観光マップを作ろう会
(電話 事務局：旅企画思い出工房 0187-42-8399)

聴覚障害者標識



補聴器により補われた聴力を含めて、10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえるものという、免許取得の従来の基準を満たさない方でも運転する車種を限定した上で、ワイドミラーを設置していることを条件に、免許が取得できるようになりました。

当該標識は、運転する車両の前後の地上 0.4 - 1.2 メートル以内に掲示して運転しなければいけません。

免許の取得及び運転できる車種は普通自動車と定められ、他の車種(中型・大型など)はできません。また、初心者マークと同様に、周囲の運転者はこの標識の表示車を保護する義務があり、幅寄せ・割り込みなどの行為を行なってはならないと定められています。表示車に対して幅寄せ・割り込みをした場合は交通違反となり、罰金が課せられます。

なお、表示は義務となっており、表示しなかった場合は違反点数、ワイドミラーの装着やマーク表示を怠った場合には、罰金などが課せられます。

◇問い合わせ 仙北地区交通安全協会(電話 0187-54-2332)

駐車禁止除外指定車標章の交付

◇対象 身体障害者手帳の交付を受けている、歩行困難な方が使用する車両

◇問い合わせ 仙北警察署 (電話 0187-53-2111)

障害者防災マニュアル

秋田県では、障害者防災マニュアルを作成し、障がい別の防災について掲載しています。障害者防災マニュアルは、秋田県障害者社会参加センターのホームページからダウンロードできます。災害時には、障害者防災カードを携帯できるようにすることを推奨し

ています。

◇カード記載内容 氏名、生年月日、住所、電話番号、血液型、連絡先、障がいの種類、障害者手帳番号、服用している薬、必要とする支援の内容等

◇問い合わせ 秋田県心身障害者総合福祉センター1階(電話 0188-864-2780)

ヘルプマーク・ヘルプカード



ヘルプマーク、ヘルプカードとは、外見から援助や配慮を必要としていることが分からない方が、配慮を必要としていることを周囲に気付いてもらうことができ、理解や支援が受けやすくなるよう、必要な支援を求めるための意思表示に有効なツールとしてお使いいただくものです。

手続きは窓口で申込書を記入して提出するだけです。

◇対象 義足や人工関節を使用している方、心臓疾患などの内部障がいや難病の方、発達障がいの方など、援助や配慮を必要としている方(障がい者手帳の有無は問いません。)

◇申込窓口・問い合わせ

社会福祉課(角館庁舎1階・11番窓口) 電話 0187-43-2288

各市民センター・出張所(田沢、神代、桧木内、上桧木内)

障害者手帳アプリ・ミライロID

障がい者手帳の情報をスマートフォンアプリに取り込むことで窓口での確認が手軽になり、秋田県内のタクシー利用時の本人確認はミライロIDでも行っています。App Store又はGoogle playから無料でダウンロードできます。

代理投票(選挙)

◇対象

指先や腕の疾病、失明などで字が書けないなどの身体の故障や文盲のため、自ら投票の記載ができない方

◇内容 投票所の投票係員に申し出てください。

◇窓口 選挙管理委員会(秋田県 仙北市)

郵便投票制度(選挙)

◇対象

身体障害者手帳1～2級の両下肢・体幹・移動機能障害者の方、及び1又は3級の内部障害又は免疫障害の方

◇内容

投票所に行くことが困難な上記対象者の方は、市町村選挙管理委員会が発行する「郵便投票証明書」を添えて申請すると郵便で投票ができます。また、重度障がいの方で自ら投票できない方(代理記載)も投票できます。(事前に申請が必要です。)

◇窓口 選挙管理委員会(秋田県 仙北市)

みんなにやさしい秋田旅ガイド

秋田県公式観光サイトでダウンロードできる観光ガイドブックです。県内のバリアフリー情報を調べることができます。

<https://akita-fun.jp/pamphlet/download>

たとえば「樺細工伝承館」は、次のように情報が載せられています。

バリアフリー情報



駐車場	トイレ(公衆トイレ)
・一般駐車場あり ・車いす専用駐車場あり 3 台	【一般トイレ】 共用 1 カ所、男 2 カ所、女 2 カ所 【男性用トイレ】 ・洋式便器あり ・手すりつき洋式便器あり ・手すりつき小便器あり 【女性用トイレ】 ・洋式便器あり ・手すりつき洋式便器あり ・ベビーチェアあり 【多目的トイレ】 共用 1 カ所 ・車いすで回転できる内部スペースあり ・ベビーベッドあり ・子ども用便座あり ・オストメイト設備あり
出入口	
・段差なし ・自動ドアあり	
昇降設備	
・エレベーター(2 人乗り)あり ・音声案内あり ・点字表示あり ・低操作盤あり ・屋内階段の手すりあり	
その他の設備	

割引施設一覧

施設名	市町村	割引内容
秋田県立美術館	秋田市	・障がい者本人及び介護者 1 人まで無料
秋田県立博物館	秋田市	・入館無料
秋田県立スケート場	秋田市	・障がい者本人及び介護者 1 人まで無料 ※障がいの程度により 2 人以上の介護者が必要な場合は必要な介護者分を免除
秋田県立総合プール	秋田市	・障がい者本人及び介護者 1 人まで無料 ※障がいの程度により 2 人以上の介護者が必要な場合は必要な介護者分を免除

秋田県立近代美術館	横手市	・障がい者本人及び介護者 1 人まで半額 (大人 600 円、高・大学生 400 円)
男鹿水族館 GAO	男鹿市	・手帳提示で福祉料金が適用 (大人 600 円、小・中学生 200 円)
角館樺細工伝承館	仙北市	・障がい者本人及び介護者 1 人まで無料
平福記念美術館	仙北市	・障がい者本人及び介護者 1 人まで無料
イベント交流館 新潮社記念文学館	仙北市	・障がい者本人及び介護者 1 人まで無料
田沢湖クニマス未来館	仙北市	・障がい者本人及び介護者 1 人まで無料
東風の湯	仙北市	・手帳提示で福祉料金が適用 (大人 300 円、中学生 180円)

大曲仙北圏域 障がい者（児）事業所等一覧

事業所名	住所	電話番号	サービスの種類
仙北市社会福祉協議会ヘル パーステーション	仙北市角館町 小勝田間野 54-5	0187- 54-2493	居宅・重度・同行援護
ニチイケアセンター角館	仙北市角館町 上菅沢 175-2	0187- 42-8623	居宅・重度
タートルファミリー 田沢湖	仙北市田沢湖 田沢字潟前72	0187- 49-8070	短期入所
愛仙の華	仙北市西木町 西荒井字番屋94-1	0187- 42-8295	短期入所・生活介護 ・GH(包)
ハートコーポ華	仙北市西木町 西荒井字番屋94-1	0187- 42-8475	短期入所・GH(外)
愛仙	仙北市西木町 小淵野字中関7	0187- 47-3001	生活介護・就労B
かるむ角館田町	仙北市角館町 田町上丁35-1	0187- 49-7322	GH(包)
ひまわりの家	仙北市角館町 水ノ目沢63-2	0187- 42-8451	GH(包)
指定相談支援事業所愛仙	仙北市西木町 西荒井字番屋94-1	0187- 47-2102	相談支援・地域移行 ・地域定着

あるく	仙北市角館町 田町上丁69-1	0187- 50-1002	放課後等デイサービス
放課後デイたんぽぽ	仙北市角館町 勝楽133-1	0187- 49-7052	放課後等デイサービス
保育所等訪問支援事業所 あいせん	仙北市西木町 西荒井字番屋94-1	0187- 47-2102	保育所等訪問支援
指定障害児相談支援事業所 愛仙	仙北市西木町 西荒井字番屋94-1	0187- 47-2102	障害児相談支援
ニチケアセンター大曲	大仙市四ツ屋 下古道55-1	0187- 66-8051	居宅・重度・同行援護
ハッピーライフ訪問介護 事業所	大仙市大曲日の出町 二丁目5-6	0187- 88-8593	居宅・重度
愛・会いヘルパーステーション	大仙市大曲福住町 1-21	0187- 88-8591	居宅・重度
訪問介護事業所おおまがり	大仙市大曲船場町 一丁目13-10-2 ケイエムスリーパクトB103	0187- 66-0501	居宅・重度
大仙市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	大仙市大曲通町 1-14	0187- 63-8911	居宅・重度・同行援護
株式会社 虹の街 大曲営業所	大仙市戸蔭 字谷地中14-1	0187- 86-3015	居宅
かわ舟の里角間川	大仙市角間川町 字町頭98	0187- 65-3676	短期入所・生活介護 ・施設入所支援
障がい者支援施設 柏の郷	大仙市強首 字上野台23-18	0187- 87-7300	短期入所・生活介護 ・施設入所支援
ショートステイ 銀のさじ	大仙市大曲上栄町 11-2	0187- 73-6568	短期入所
指定障害福祉サービス事業所 サンワーク大曲	大仙市大曲戸巻町 2-68	0187- 73-5670	生活介護
指定障害福祉サービス事業所 しみず	大仙市清水 字館越79-2	0187- 56-2833	生活介護
多機能型事業所 ありす刈和野	大仙市刈和野 字愛宕下85	0187- 73-7021	生活介護・就労 A

cozy plus	大仙市大曲中通町 7-18	0187- 73-7527	就労A
花館地域福祉事業所 らぼーる大曲	大仙市花館字 中大戸33-1	0187- 73-9068	自立訓練(生)・就労B
まつくら	大仙市四ツ屋 字小又35-1	0187- 66-1413	自立訓練(生)・就労B
テンダーランドリーファクトリー	大仙市神宮寺 字屋敷南37-1	0187- 88-8721	就労移行・就労B
特定非営利活動法人ワーカーズコープ 大仙地域福祉事業所 いぶりん	大仙市協和峰吉川 字半仙64-338	018- 893- 5667	生活介護 就労移行・就労B
障がい福祉サービス事業所 「ほっぺ」	大仙市大曲中通町 1-29	0187- 62-7766	就労移行・就労B 就労定着支援
チョコおおまがり	大仙市大曲須和町 二丁目2-18-1	0187-73- 7259	就労B
グループホーム ケイハウス 水仙	大仙市協和船岡 字大袋1-34	018- 892-3011	GH(外)
ユアホームありす刈和野	大仙市刈和野 字愛宕下85	0187- 73-7021	GH(外)
水交会共同生活援助事業所	大仙市角間川町 字八幡前285-1	0187- 65-2003	GH(包)、短期入所
グループホーム 銀のさじ	大仙市大曲上栄町 11-2	0187- 73-6568	GH(日)
グループホーム しるべ	大仙市四ツ屋字 下新谷地150-1	0187- 73-6535	GH(日)、短期入所
自立支援指定相談支援事業所 あさひ	大仙市協和境字苅 谷沢10	018- 881-6166	相談支援
テンダーランドリー 支援センター	大仙市神宮寺 字屋敷南37-1	0187- 68-2611	相談支援
相談支援センター ほっと大仙	大仙市大曲中通町 1-29	0187- 62-7766	相談支援
相談支援事業所 いぶりん	大仙市協和峰吉川 字半仙64-338	018- 893- 5667	相談支援

みらいず相談支援事業所	大仙市戸蒔谷地添 71-1	0187- 73-5885	相談支援
大仙市社会福祉協議会 相談支援事業所	大仙市大曲通町 1-14	0187- 63-0277	相談支援
かくまがわ	大仙市角間川町 字八幡前285-1	0187- 65-2003	相談支援
コンシェル大曲	大仙市大曲西根 字瀬下60-1	0187- 73-6282	相談支援
大仙障がい者相談支援センター かしわ	大仙市刈和野 字愛宕下85	0187- 73-7041	相談支援・地域移行 ・地域定着
相談支援事業所 ふたば	大仙市大曲福住町 1-21	0187- 88-8591	相談支援
こどもかがやきセンター かのん	大仙市角間川町 字八幡前285-1	0187- 65-2003	児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援
みらいずジュニア	大仙市大曲船場町 二丁目1-2	0187- 73-7546	児童発達支援 ・放課後等デイサービス
みらいずジュニアとまき	大仙市戸蒔谷地添 71-1	0187- 73-5885	児童発達支援 ・放課後等デイサービス
みらいずカレッジ	大仙市通町 4-6	0187- 73-5755	児童発達支援 ・放課後等デイサービス
こどもサポート教室 「クラ・ゼミ」大曲校	大仙市大曲栄町 13-46-15	0187- 73-7644	児童発達支援 ・放課後等デイサービス
放課後等デイサービス ふぁみりい	大仙市四ツ屋 字上古道79	0187- 88-8616	放課後等デイサービス
あきた児童デイサービス 大曲店	大仙市大曲西根 字瀬下60-1	0187- 73-6882	放課後等デイサービス
指定相談支援事業所 かくまがわ	大仙市角間川町 字八幡前285-1	0187- 65-3676	障害児相談支援
大仙障がい者相談支援センター かしわ	大仙市刈和野 字愛宕下85	0187- 73-7041	障害児相談支援
大仙市社会福祉協議会 相談支援事業所	大仙市大曲通町 1-14	0187- 63-0277	障害児相談支援

みらいず相談支援事業所	大仙市戸蔭谷地添 71-1	0187- 73-5885	障害児相談支援
コンシェル大曲	大仙市大曲西根 字瀬下60-1	0187- 73-6282	障害児相談支援
有限会社すずらん・みずほ ケアサポートセンター	美郷町土崎 字厨川67-2	0187- 87-6539	居宅・重度
湧水の郷訪問介護事業所	美郷町六郷 字小安門108-1	0187- 86-7077	居宅・重度
ケアステーション ひだまりの郷	美郷町野中 字宮崎58-1	0187- 73-6359	居宅・同行援護
美郷町介護事業所	美郷町土崎 字上野乙6-1	0187- 87-6128	居宅・重度・同行援護 ・行動援護
ニチイケアセンター六郷	美郷町六郷 字新町6	0187- 86-7676	居宅・重度
Ccolorミサトケアセンター	美郷町六郷 字宝門清水72-2 フラワータウン1階	0187- 88-8360	居宅
後三年鴻声の里	美郷町飯詰 字東西法寺258	0187- 83-2035	短期入所・生活介護 ・施設入所支援
サンワークの家 短期入所事業所	美郷町六郷 字熊野213-1	0187- 84-1208	短期入所
ちょっとホーム 短期入所事業所	美郷町六郷 字作山212-3	0187- 84-1208	短期入所
障害福祉サービス事業所 さんさんクラブ	美郷町六郷 字作山30-2	0187- 88-8535	生活介護
サンワーク六郷	美郷町野中 字下村55-2	0187- 84-0747	生活介護
〇〇作業所	美郷町六郷 字熊野121-8	0187- 73-5343	生活介護、就労B
障害福祉サービス事業所 あいなび	美郷町六郷 字馬場95-5	0187- 73-5826	自立訓練(生)
就労支援センター 「もくもく道場」	美郷町六郷 字熊野121-1	0187- 88-8299	就労B
就労継続支援B型事業所 湧遊家	美郷町鍵田 字庚塚38-2	0187- 73-6332	就労B

WORKみさと	美郷町六郷 字安楽寺294	0187- 88-8299	就労B
地域生活援助事業所 サンワーク六郷	美郷町六郷 字熊野213-1	0187- 84-1208	自立生活援助
共同生活援助 りんどうの家	美郷町野中 字宮崎58-1	0187- 73-6332	GH(包)
グループホーム あい・あい	美郷町土崎 字上野乙185-2	0187- 73-7590	GH(包)
サンワークの家	美郷町野中 字下村55-2	0187- 84-1208	GH(包)
グループホームあいあい 2号館	美郷町土崎 字上野乙186	0187- 88-8591	短期入所、GH(日)
グループホームよつばA棟	美郷町土崎 字上野193-1	0187- 73-7589	GH(包)
グループホームよつばB棟	美郷町土崎 字上野193-1-2	0187- 73-6810	短期入所、GH(日)
美郷町社会福祉協議会 相談支援事業所	美郷町土崎 字上野乙6-1	0187- 87-6128	相談支援
相談支援事業所 ひだまりの郷	美郷町野中 字宮崎58-1	0187- 73-6332	相談支援
相談支援事業所 あいなび	美郷町六郷 字熊野213-1	0187- 84-1208	相談支援・地域移行 ・地域定着
みらいずジュニア美郷	美郷町六郷 字白山173	0187- 73-737	児童発達支援 ・放課後等デイサービス
相談支援事業所 あいなび	美郷町六郷 字熊野213-1	0187- 84-1208	障害児相談支援
美郷町社会福祉協議会 相談支援事業所	美郷町土崎 字上野乙6-1	0187- 87-6128	障害児相談支援
相談支援事業所 ひだまりの郷	美郷町野中 字宮崎58-1	0187- 73-6332	障害児相談支援

※GH(包)…共同生活援助(介護サービス包括型)

※GH(外)…共同生活援助(外部サービス利用型)

※GH(日)…共同生活援助(日中サービス支援型)

※自立訓練(生)…自立訓練(生活訓練)

仙北市障害者虐待防止センターからのお知らせ

平成24年10月1日から障害者虐待防止法が施行され、仙北市では社会福祉課内に「仙北市障害者虐待防止センター」を設置しています。障害者虐待防止法は、障がい者を虐待しない、させない、ための法律です。障がい者の家族を支援し、虐待を予防するための取り組みも定めています。

【対象者となる障がい者の方】

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人や、そのほか社会的な障壁によって日常生活が困難で援助が必要な方が対象となります。

障がい者虐待については、養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待などがあげられます。

具体的な障がい者への虐待として、身体的虐待・性的虐待・心理的虐待
放棄、放置（ネグレクト）・経済的虐待があります。

【障がい者の虐待に関する相談・通報・届出先は・・・】

仙北市障害者虐待防止センター（仙北市 社会福祉課内）

電話番号：0187-43-2288（平日午前8時30分～午後5時15分）へご連絡ください。

（FAX：0187-54-1117）

※土日祝日、年末年始等は各庁舎の日直がセンター職員へ取り次ぎします。

※現に暴行があるなど緊急に保護が必要な場合は110番で警察署、重篤な傷病がある場合は119番で消防署へ通報してください。

相談や通報、届出をした方の情報は守られます。

平成28年4月1日から 障害者差別解消法 が施行されました。

この法律は、障がいを理由にした差別（区別や制限など）をなくし障がいのある方もない方も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。行政機関や事業所を対象とした法律ですが、差別をなくしていくことは全ての人に求められる責務であります。1人1人が障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な区別や制限といった差別に気づき、解消していくようご協力をお願いします。

障がいを理由とする差別で困った時などは、市の相談窓口にご相談ください。みなさんの積極的な声が、差別のない社会の実現につながります

障害者等用駐車区画 利用制度申請受付中

公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画の利用証を、障害者、要介護者、妊産婦、けが人などで歩行困難な方々を対象に発行します。

○対象者

歩行困難な方であつ、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、要介護者、妊産婦、けが人が対象です。

※具体的要件は、裏面を参照してください。



○利用証



車いす使用者用(青)



車いす使用者以外用(緑)

○利用できる駐車区画

「障害者等用駐車区画」の案内標示が掲示されている駐車区画です。

利用できる駐車区画は、県のウェブサイトで公開しています。



車いす使用者用



車いす使用者以外用

○利用方法

前方のルームミラー等に掛けて使用してください。対象者が運転又は同乗されている場合に利用できます。



※利用証を交付されたご本人が同乗で、別の方が運転して当該駐車区画に駐車する場合は、ご本人が降車後速やかに別の駐車区画への移動をお願いします。

お問い合わせ・利用証申請先

秋田県健康福祉部 障害福祉課 〒010-8570 秋田市山王4-1-1

○TEL : 018-860-1331 ○FAX : 018-860-3866

○E-mail : Shoufuku@pref.akita.lg.jp

○秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」から

駐車区画制度

検索

○利用対象者

歩行が困難な方であつ、下記の区分及び交付要件に該当する方に、利用証を交付します。

区 分	障害等の状況	確認書類	有効期限
視覚障害	1 級から4 級まで	身体障害者手帳	なし
聴覚障害	2 級、3 級		
平衡機能障害	3 級、5 級		
上肢不自由	1 級、2 級		
下肢不自由	1 級から6 級まで		
体幹不自由	1 級から3 級までと5 級		
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（上肢機能）	1 級、2 級		
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能）	1 級から6 級まで		
心臓機能障害	1 級、3 級、4 級		
じん臓機能障害	1 級、3 級、4 級		
呼吸器機能障害	1 級、3 級、4 級		
ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級、3 級、4 級		
小腸機能障害	1 級、3 級、4 級		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から4 級まで		
肝臓機能障害	1 級から4 級まで		
知的障害者	療育手帳A	療育手帳	なし
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 1 級	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾患医療受給者	各受給者証	
要介護認定を受けた者	要介護 1 から5 まで	介護保険被保険者証	
妊産婦	妊娠7 か月から産後3 か月まで	母子健康手帳	妊娠7 か月から産後3 か月まで
けが人	けが等により一時的に移動に 配慮が必要な者	医師の診断書など歩行困難な 状態が分かる書類	車いす、杖等使用期間

○申請手続

申請書に必要事項を記入し、交付要件等を確認するものの写し（氏名・現住所・交付要件に該当する旨の記載があるところをコピーして下さい。）を添付して、下記申請先に持参又は郵送してください。

代理人が申請される場合は、代理人の身分証明書の写し（運転免許、マイナンバーカード等）を添付してください。

申請書は、秋田県 **障害福祉課**、各地域振興局福祉環境部及び市町村役場等で配布しています。

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」からもダウンロードできます。

○申請先

秋田県地域・家庭福祉課のほか、各地域振興局福祉環境部でも申請を受け付けています。

●秋田県健康福祉部 障害福祉課	〒010-8570 秋田市山王4-1-1	電話018-860-1331
● “ 北秋田地域振興局大館福祉環境部	〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1	電話0186-52-3955
● “ 北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76-1	電話0186-62-1165
● “ 山本地域振興局福祉環境部	〒016-0815 能代市御指南町1-10	電話0185-55-8023
● “ 秋田地域振興局福祉環境部	〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172-1	電話018-855-5171
● “ 由利地域振興局福祉環境部	〒015-0885 由利本荘市水林408	電話0184-22-4120
● “ 仙北地域振興局福祉環境部	〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62	電話0187-63-3403
● “ 平鹿地域振興局福祉環境部	〒013-8503 横手市旭川1-3-46	電話0182-32-4006
● “ 雄勝地域振興局福祉環境部	〒012-0857 湯沢市千石町2-1-10	電話0183-73-6155

※各市町村役場、社会福祉協議会では受付できませんのでご注意ください。